

令和5年度

米原市水防計画

米 原 市

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第2章 水防体制	
第1節 水防業務	2
第2節 水防体制	2～4
第3章 水防活動	
第1節 巡視および監視	5
第2節 消防団の活動	5
第3節 通信	5
第4節 出動	5
第5節 水防解除	5
第6節 地震後の対応	6
第7節 安全配慮	6
第4章 観測、通報等	
第1節 気象予警報	6～7
第2節 洪水予報	8
第3節 水防警報	8
第4節 水位周知河川	9
第5節 ホットラインの運用	9
第6節 市民への伝達	9
第7節 決壊の通報	9
第8節 住民の避難誘導等	9
第5章 重要水防箇所	10
第6章 水防施設・資機材と費用負担	
第1節 水防倉庫・水防資材	10
第2節 費用負担と公用負担	10
第7章 住民の水防活動と関係機関への支援要請	
第1節 住民の水防活動	11
第2節 水防管理団体相互の応援	11
第3節 警察官の援助要求	11
第4節 自衛隊の派遣要請	11
第8章 水防訓練と水防活動報告	
第1節 水防訓練	11
第2節 水防活動報告	11
第9章 洪水浸水想定区域等における避難の確保	
第1節 洪水浸水想定区域	12
第2節 円滑かつ迅速な避難の確保	12
資料Ⅰ	13～28
資料Ⅱ	29

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく滋賀県知事の指定水防管理団体である米原市が、法第33条第1項の規定に基づき、米原市の地域に係る河川およびため池等についての洪水等の水災に対処し、その被害の軽減に努めることを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長、または水防事務組合の管理者もしくは長もしくは水害予防組合の管理者をいう。
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署および消防団）をいう。
- (5) 消防機関の長
消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。
- (6) 水防団
法第6条に規定する水防団をいう。
- (7) 重要水防箇所
堤防の決壊、漏水、河川の水が溢れる等の危険が予想される箇所で、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- (8) 洪水予報河川
国土交通大臣または都道府県知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- (9) 水防警報
国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸について、国土交通省または都道府県知事が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- (10) 水位周知河川
国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- (11) 洪水浸水想定区域
洪水予報河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう。
- (12) 土壌雨量指数
大雨に伴って発生する土砂災害には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量として、どの程度溜まっているかを数値化したものをいう。
- (13) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
土砂災害危険箇所等をより詳しく調査し、土砂災害による被害のおそれがある範囲を指定するものをいう。

第2章 水防体制

第1節 水防業務

洪水等に際し水災を警戒し、防衛し、およびこれに起因する被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。事務については、適宜、滋賀県および関係機関、河川管理者等と連携を図るものとする。

なお、法第5条第1項に規定する水防団は設置しないが、米原市消防団条例（平成17年米原市条例第155号）第9条に基づき、市との連携により消防団がこれを行うこととする。

第2節 水防体制

水防管理者は、大雨に関する気象予報が発表され洪水被害等の危険が除去されるまでの間、次の配備体制により水防活動を実施する。

水防非常配備体制

体制種別	配備基準	活動内容	配備体制等																																																																	
注意体制	大雨に関する注意報が発表されたとき。	情報の収集、最小限の巡視ができる体制とする。	建設課および防災危機管理課の指定された職員																																																																	
警戒1号体制	(1) 大雨等に関する警報が1つ発表された場合 (2) その他危機管理監が必要と認めた場合	情報の収集、パトロール等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本部</td> <td>総指揮</td> <td>・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>指揮</td> <td>・山東支所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>・防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パトロール</td> <td>・建設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域対応</td> <td>・自治環境課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・地域振興課</td> </tr> </table>	本部	総指揮	・危機管理監	指揮	・山東支所長		事務局	・防災危機管理課		パトロール	・建設課		地域対応	・自治環境課			・地域振興課																																																
本部	総指揮	・危機管理監																																																																		
	指揮	・山東支所長																																																																		
	事務局	・防災危機管理課																																																																		
	パトロール	・建設課																																																																		
	地域対応	・自治環境課																																																																		
		・地域振興課																																																																		
警戒2号体制	大雨等に関する警報等が1つ以上発表され、かつ危機管理監が必要と認めた場合	パトロール強化、避難所開設準備等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本部</td> <td>総指揮</td> <td>・危機管理監</td> </tr> <tr> <td>指揮</td> <td>・山東支所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・建設課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・スポーツ推進課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・学校教育課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・教育総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>・政策推進部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パトロール</td> <td>・まち整備部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域対応</td> <td>・自治環境課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・地域振興課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所開設</td> <td>・課等の課長補佐級以上の職員（部長は除く。）および関係職員</td> </tr> </table>	本部	総指揮	・危機管理監	指揮	・山東支所長			・建設課長			・スポーツ推進課長			・学校教育課長			・教育総務課長			・生涯学習課長		事務局	・政策推進部		パトロール	・まち整備部		地域対応	・自治環境課			・地域振興課		避難所開設	・課等の課長補佐級以上の職員（部長は除く。）および関係職員																														
本部	総指揮	・危機管理監																																																																		
	指揮	・山東支所長																																																																		
		・建設課長																																																																		
		・スポーツ推進課長																																																																		
		・学校教育課長																																																																		
		・教育総務課長																																																																		
		・生涯学習課長																																																																		
	事務局	・政策推進部																																																																		
	パトロール	・まち整備部																																																																		
	地域対応	・自治環境課																																																																		
		・地域振興課																																																																		
	避難所開設	・課等の課長補佐級以上の職員（部長は除く。）および関係職員																																																																		
災害警戒本部体制	(1) 大雨等に関する警報等が発表され、かつ、小規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (2) その他副市長が必要と認めた場合	情報の収集 被災状況の把握 水防活動および必要な応急対策の実施 避難所の開設および避難誘導	<table border="1"> <tr> <td rowspan="14">本部</td> <td>本部長</td> <td>・副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>・教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">本部長</td> <td></td> <td>・政策推進部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・市民部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・くらし支援部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・まち整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・教育部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・議会事務局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・消防団長</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>・消防副団長</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>・防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広報班</td> <td></td> <td>・広報秘書課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・政策推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・デジタル未来推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務班</td> <td></td> <td>・総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・財政契約課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・人権政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・会計室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・議会事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民生活班</td> <td></td> <td>・監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・市民保険課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・税務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・収納対策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・自治環境課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・地域振興課</td> </tr> </table>	本部	本部長	・副市長	副本部長	・教育長		・危機管理監	本部長		・政策推進部長		・総務部長		・市民部長		・くらし支援部長		・まち整備部長		・会計管理者		・教育部長		・議会事務局長		・監査委員事務局長		・消防団長	本部付	・消防副団長	本部事務局	・防災危機管理課	広報班		・広報秘書課		・政策推進課		・デジタル未来推進課	総務班		・総務課		・財政契約課		・人権政策課		・会計室		・議会事務局	市民生活班		・監査委員事務局		・市民保険課		・税務課		・収納対策課			・自治環境課			・地域振興課
本部	本部長	・副市長																																																																		
	副本部長	・教育長																																																																		
		・危機管理監																																																																		
	本部長		・政策推進部長																																																																	
			・総務部長																																																																	
			・市民部長																																																																	
			・くらし支援部長																																																																	
			・まち整備部長																																																																	
			・会計管理者																																																																	
			・教育部長																																																																	
			・議会事務局長																																																																	
		・監査委員事務局長																																																																		
		・消防団長																																																																		
	本部付	・消防副団長																																																																		
本部事務局	・防災危機管理課																																																																			
広報班		・広報秘書課																																																																		
		・政策推進課																																																																		
		・デジタル未来推進課																																																																		
総務班		・総務課																																																																		
		・財政契約課																																																																		
		・人権政策課																																																																		
		・会計室																																																																		
		・議会事務局																																																																		
市民生活班		・監査委員事務局																																																																		
		・市民保険課																																																																		
		・税務課																																																																		
		・収納対策課																																																																		
		・自治環境課																																																																		
		・地域振興課																																																																		

水防非常配備体制

体制種別	配備基準	活動内容	配備体制等																																																
災害警戒本部体制			<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">医療福祉班</td> <td>・子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>・保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>・福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>・高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>・社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>・健康づくり課</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">社会基盤班</td> <td>・シティセールス課</td> </tr> <tr> <td>・農政商工課</td> </tr> <tr> <td>・建設課</td> </tr> <tr> <td>・都市計画課</td> </tr> <tr> <td>・農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>・上下水道課</td> </tr> <tr> <td>・まち保全課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">避難支援班</td> <td>・教育総務課</td> </tr> <tr> <td>・学校教育課</td> </tr> <tr> <td>・学校給食課</td> </tr> <tr> <td>・生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消防団</td> <td>・米原方面隊</td> </tr> <tr> <td>・近江方面隊</td> </tr> <tr> <td>・山東方面隊</td> </tr> <tr> <td>・伊吹方面隊</td> </tr> </table>	医療福祉班	・子育て支援課	・保育幼稚園課	・福祉政策課	・高齢福祉課	・社会福祉課	・健康づくり課	社会基盤班	・シティセールス課	・農政商工課	・建設課	・都市計画課	・農業委員会事務局	・上下水道課	・まち保全課	避難支援班	・教育総務課	・学校教育課	・学校給食課	・生涯学習課	・スポーツ推進課	消防団	・米原方面隊	・近江方面隊	・山東方面隊	・伊吹方面隊																						
医療福祉班	・子育て支援課																																																		
	・保育幼稚園課																																																		
	・福祉政策課																																																		
	・高齢福祉課																																																		
	・社会福祉課																																																		
・健康づくり課																																																			
社会基盤班	・シティセールス課																																																		
	・農政商工課																																																		
	・建設課																																																		
	・都市計画課																																																		
	・農業委員会事務局																																																		
	・上下水道課																																																		
	・まち保全課																																																		
避難支援班	・教育総務課																																																		
	・学校教育課																																																		
	・学校給食課																																																		
	・生涯学習課																																																		
	・スポーツ推進課																																																		
消防団	・米原方面隊																																																		
	・近江方面隊																																																		
	・山東方面隊																																																		
	・伊吹方面隊																																																		
災害対策本部体制	<p>(1)大雨等に関する警報等が発生し、かつ大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合</p> <p>(2)その他市長が必要と認めた場合</p>	<p>情報の収集 水防活動および必要な応急対策の実施 避難所の開設 避難誘導および救出活動の実施 道路の緊急確保 自衛隊災害派遣要請 広域応援要請</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本部長</td> <td>・市長</td> </tr> <tr> <td>・副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副本部長</td> <td>・教育長</td> </tr> <tr> <td>・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">本部長</td> <td>・政策推進部長</td> </tr> <tr> <td>・総務部長</td> </tr> <tr> <td>・市民部長</td> </tr> <tr> <td>・くらし支援部長</td> </tr> <tr> <td>・まち整備部長</td> </tr> <tr> <td>・会計管理者</td> </tr> <tr> <td>・教育部長</td> </tr> <tr> <td>・議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>・監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td>・消防団長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本部付</td> <td>・警察署長</td> </tr> <tr> <td>・消防署長</td> </tr> <tr> <td>・消防副団長</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>・防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td>ドローン情報班</td> <td>・指定職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広報班</td> <td>・広報秘書課</td> </tr> <tr> <td>・政策推進課</td> </tr> <tr> <td>・デジタル未来推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務班</td> <td>・総務課</td> </tr> <tr> <td>・財政契約課</td> </tr> <tr> <td>・人権政策課</td> </tr> <tr> <td>・会計室</td> </tr> <tr> <td>・議会事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民生活班</td> <td>・市民保険課</td> </tr> <tr> <td>・税務課</td> </tr> <tr> <td>・収納対策課</td> </tr> <tr> <td>・自治環境課</td> </tr> <tr> <td>・地域振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">医療福祉班</td> <td>・子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>・保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>・福祉政策課</td> </tr> <tr> <td>・高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>・社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>・健康づくり課</td> </tr> </table>	本部長	・市長	・副市長	副本部長	・教育長	・危機管理監	本部長	・政策推進部長	・総務部長	・市民部長	・くらし支援部長	・まち整備部長	・会計管理者	・教育部長	・議会事務局長	・監査委員事務局長	・消防団長	本部付	・警察署長	・消防署長	・消防副団長	本部事務局	・防災危機管理課	ドローン情報班	・指定職員	広報班	・広報秘書課	・政策推進課	・デジタル未来推進課	総務班	・総務課	・財政契約課	・人権政策課	・会計室	・議会事務局	市民生活班	・市民保険課	・税務課	・収納対策課	・自治環境課	・地域振興課	医療福祉班	・子育て支援課	・保育幼稚園課	・福祉政策課	・高齢福祉課	・社会福祉課	・健康づくり課
本部長	・市長																																																		
	・副市長																																																		
副本部長	・教育長																																																		
	・危機管理監																																																		
本部長	・政策推進部長																																																		
	・総務部長																																																		
	・市民部長																																																		
	・くらし支援部長																																																		
	・まち整備部長																																																		
	・会計管理者																																																		
	・教育部長																																																		
	・議会事務局長																																																		
	・監査委員事務局長																																																		
	・消防団長																																																		
	本部付	・警察署長																																																	
・消防署長																																																			
・消防副団長																																																			
本部事務局	・防災危機管理課																																																		
ドローン情報班	・指定職員																																																		
広報班	・広報秘書課																																																		
	・政策推進課																																																		
	・デジタル未来推進課																																																		
総務班	・総務課																																																		
	・財政契約課																																																		
	・人権政策課																																																		
	・会計室																																																		
	・議会事務局																																																		
市民生活班	・市民保険課																																																		
	・税務課																																																		
	・収納対策課																																																		
	・自治環境課																																																		
	・地域振興課																																																		
医療福祉班	・子育て支援課																																																		
	・保育幼稚園課																																																		
	・福祉政策課																																																		
	・高齢福祉課																																																		
	・社会福祉課																																																		
	・健康づくり課																																																		

水防非常配備体制

体制種別	配備基準	活動内容	配備体制等	
災 害 対 策 本 部 体 制			社会基盤班	・シティセールス課
				・農政商工課
				・建設課
				・都市計画課
				・農業委員会事務局
				・上下水道課
				・まち保全課
			避難支援班	・教育総務課
				・学校教育課
				・学校給食課
				・生涯学習課
				・スポーツ推進課
			消防団	・米原方面隊
				・近江方面隊
				・山東方面隊
・伊吹方面隊				

第3章 水防活動

第1節 巡視および監視

水防管理者または消防団は、随時河川の堤防等を巡視し、危険箇所を発見した場合は、直ちに河川管理者等に報告する。

また、水防管理者が水防警戒等の通報を受けたときは、河川管理者等と連携を図るとともに消防団に通知し、これを受けて消防団は、消防車両および必要な人員を出動させて河川の堤防等の監視、警戒に当たる。

第2節 消防団の活動

消防団は、洪水に際し、水災を警戒し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、洪水による危険が除去するまでの間、この水防計画に基づいて水防活動を実施するものとする。

消防団配備の目安

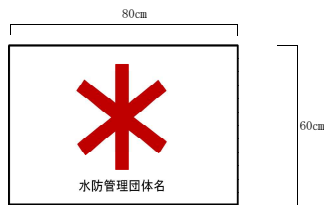
配備体制	配備基準
出動準備	<ul style="list-style-type: none">河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されたとき。水防警報（指定）河川にあつては、準備のための警報を受けたとき。洪水予報が発せられたとき。
待機	<ul style="list-style-type: none">河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
出動	<ul style="list-style-type: none">河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。水防警報（指定）河川にあつては、出動の警報を受けたとき。

第3節 通信

水防上、緊急を要する通信については、米原市地域防災計画「第3章第2節第1 情報の収集、連絡」により実施する。

第4節 出動

- (1) 法第18条の規定により、知事の定める下記標識を有する者が水防のため出動するときは優先通行することができる。



- (2) 法第19条の規定により、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路または公共の用に供しない空地および水面を通行することができる。

第5節 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ、気象状況等から水防の必要がなくなつたときは、水防管理者は、水防を解除し、市民および関係機関等に連絡する。なお、この場合の市民への連絡方法は、米原市地域防災計画「第3章第2節第2 広報」により実施する。

第6節 地震後の対応

地震が発生した場合、その規模によっては、河川管理施設等において二次災害が発生するおそれがあるため、水防管理者は必要に応じて河川管理者等と連携を図り、共同して巡視、点検を実施する。

第7節 安全配慮

水防従事者は、自身の安全確保に留意してライフジャケットの着用や通信機器の携行等を行い、水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も自身の安全を確保しなければならず、原則複数人で行うものとする。

第4章 観測、通報等

第1節 気象予警報

彦根地方気象台が米原市に対して特別警報等を発表するのは、次の様な場合である。

(1) 特別警報

大雨、暴風によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

区分	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合

(2) 警報・注意報

(ア) 警報：大雨、洪水、暴風によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

(イ) 注意報：大雨、洪水、強風によって災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

区分	警報		注意報	
	表面雨量指数基準	14	表面雨量指数基準	8
大雨	土壌雨量指数基準	119	土壌雨量指数基準	96
洪水	流域雨量指数基準	天野川流域=21.9	流域雨量指数基準	天野川流域=17.5
	複合基準	天野川流域=(6, 19.7)	複合基準	天野川流域=(5, 17.5)
暴風	20m/s		—	
強風	—		12m/s	

※複合基準=(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため、滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測または解析したときに、彦根地方気象台が発表する情報

区分	基準
記録的短時間大雨情報	90mm(1時間雨量)

(5)大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）および流域雨量指数の予測値を発表する。

種類	内容
<p>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに身の安全の確保を行う必要がある警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警報レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「今後の情報等に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
<p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに身の安全の確保を行う必要がある。警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動する。 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。 ・「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
<p>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに身の安全の確保を行う必要がある警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「今後の情報等に留意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

第2節 洪水予報

法第10条第2項および気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは法第11条第1項および気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官とが洪水予報を行う。

(1) 洪水予報の種類および発表基準

種類	情報名	発表基準
洪水警報（発表） または洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
洪水注意報（発表） または洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル2相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報（警報解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除） （警戒レベル2相当情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国土交通大臣および気象庁長官より発表される洪水予報（令和5年4月1日現在）

米原市に該当する河川はない。

(3) 知事および彦根地方気象台より発表される洪水予報（令和5年4月1日現在）

河川名	量水標所在地	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位 （特別警戒水位）	氾濫 危険水位 （危険水位）	計画 高水位
琵琶湖		0.55	0.70	0.80	1.15	-

第3節 水防警報

法第16条の規定に基づき国土交通大臣または知事が、洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときに水防警報を行う河川は、次のとおりである。

(1) 水防警報の種類および発令基準

種類	発令基準
第1段階 待機	水位等の状況に応じ、水防団員が直ちに出勤できるよう体制を整えるもので、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階 準備	水防資材の点検、水開門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出勤等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階 出勤	水防団員の出勤の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階 解除	水防活動終了の通知を行う。
適宜 水防情報	上流の雨量、水位、流量により、水位の昇降、滞水時間最高水位および時刻等水防活動上重要な水文情報を通知する。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報（令和5年4月1日現在）

米原市に該当する河川はない。

(3) 知事が行う水防警報（令和5年4月1日現在）

河川名	量水標所在地	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位 （特別警戒水位）	氾濫 危険水位 （危険水位）	計画 高水位
姉川	国友橋（長浜市国友町）	1.00	1.60	1.80	2.10	-

第4節 水位周知河川

法第13条の規定に基づき国土交通大臣または知事が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、河川の水位または流量を水防管理者に通知する河川は、次のとおりである。

(1) 周知水位の種類および発令基準

種類	発令基準
水防団待機水位	計画高水流量の約2割の流量に相当する水位で、水防団（消防団）が水防活動に入る準備を行う目安となる水位
氾濫注意水位	その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位で、水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難等の参考となる水位
氾濫危険水位	洪水により堤防の決壊（破堤）等の災害が発生するおそれのある水位

(2) 国土交通大臣が行う河川の水位情報（令和5年4月1日現在）

米原市に該当する河川はない。

(3) 知事が行う河川の水位情報（令和5年4月1日現在）

河川名	量水標所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
姉川	伊吹	0.75	0.90	1.00	1.10
天野川	天野川橋（長岡）	0.80	1.20	1.40	1.60
天野川	近江橋（箕浦）	1.60	1.90	2.30	2.65
芹川	芹川旭橋（彦根市東沼波町）	0.70	0.90	1.00	1.40

第5節 ホットラインの運用

洪水予報河川（琵琶湖）や水位周知河川（姉川、天野川、芹川）において、洪水時の河川の状態を的確に把握できるよう、河川管理者と水防管理者の双方向のホットラインを実施する。

第6節 市民への伝達

洪水予報（琵琶湖）、水位情報（姉川、天野川、芹川）等を市民へ周知する場合の伝達方法は米原市地域防災計画「第3章第2節第2 広報」により実施する。

第7節 決壊の通報

法第25条に基づき、堤防等が決壊した場合は、水防管理者は直ちにその旨を長浜土木事務所長および氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報する。

第8節 住民の避難誘導等

- (1) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、法第29条に基づき水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対し、市防災情報伝達システムまたは広報網その他の方法により避難のための立退き（避難指示）またはその準備を指示する。
- (2) 洪水の氾濫により水災のおそれがあり、特に必要があると認められるときには、災害対策基本法第60条第1項に基づき、市長は必要と認める居住者等に立退きを指示することができる。
- (3) 市長は、避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう高齢者等避難を発令し、早めの避難行動を促すこととする。
- (4) 避難指示等の伝達については、米原市地域防災計画「第3章第2節第2 広報」により実施する。
- (5) 水防管理者が指示する場合は、米原警察署長にその旨通知しなければならない。

第5章 重要水防箇所等

市内の重要水防箇所および重要な橋梁、水門および樋門等は次により区分し、資料Ⅰのとおりである。

特に、上丹生地先の丹生川ならびに長岡地先の天野川および森川については、大雨に関する注意報が発表された注意体制時から、水位の変化、濁水の状況等について監視する。

- (1) 河川重要水防区域
- (2) 構造物重要水防箇所
 - ① ダム調書
 - ② 堰調書
 - ③ 水門・樋門調書
 - ④ 揚排水機場調書
 - ⑤ 県道等橋梁調書
 - ⑥ 水資源機構管理施設調書
 - ⑦ 水防団管理施設調書
- (3) 土砂災害重要水防箇所
 - ① 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域
 - ② 地すべり警戒区域および特別警戒区域
 - ③ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ④ 急傾斜地崩壊危険箇所
- (4) 道路重要水防箇所
 - ① 異常気象時通行規制区間および規制基準
 - ② 道路冠水危険箇所
- (5) ため池調書

第6章 水防施設・資機材と費用負担

第1節 水防倉庫・水防資材

- (1) 水防倉庫の位置は、次のとおりである。

倉庫名称	位置	構造
伊吹水防倉庫	伊吹	鉄骨平屋建
山東水防倉庫	長岡	鉄骨2階建
近江水防倉庫	箕浦	鉄骨平屋建

- (2) 水防資材は、資料Ⅱに示す各水防倉庫ごとの基準により配備するように努めるものとする。
- (3) 資材に腐食傷のおそれのあるものは、常に点検し新しいものを備蓄しておくこと。
- (4) 資材器具を使用または減損したときは、直ちに補充しておくこと。

第2節 費用負担と公用負担

水防管理団体の当該区域の水防に要する費用は、法第41条の規定により、自らが負担する。

また、水防管理者および消防団長は、法第28条第1項の規定により、緊急の必要があるときは水防現場において以下の権限を行使することができ、その結果により損失を受けた者に対して、時価でその損失を補償する。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用または収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第7章 住民の水防活動と関係機関への支援要請

第1節 住民の水防活動

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織、事業者等と連携を図り、法第24条の規定により、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第2節 水防管理団体相互の応援

- (1) 水防管理者は、法第23条の規定による水防管理者、市町長および消防機関からの応援の要請があったときは、できる限りこれに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。
- (2) 水防管理者は、市内の状況が切迫し、他の市町からの応援を求める必要があると認められた場合、他の水防管理者、市町長に応援を求めることができる。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、米原警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとし、派遣要請に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況および派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

水防管理者が知事（防災危機管理局）に対して自衛隊の派遣要請を依頼しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等で防災危機管理局に依頼した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

第8章 水防訓練等

第1節 水防訓練

水防管理者は、法第32条の2の規定により水防訓練を実施し、水防作業を習得する。また、水防管理団体が主催する水防研修等へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけることとする。

第2節 水防活動報告

水防管理者は、次の場合に長浜土木事務所長に概要を報告するとともに、水防活動を実施した場合は、業務終了後に知事が滋賀県水防計画において定める様式「水防活動実施報告書」を長浜土木事務所長を経由して水防本部長に報告するものとする。

- (1) 消防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊（破堤）、氾濫したとき
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき。

第3節 水防管理団体の水防計画

水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに水防協議会に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

第9章 洪水浸水想定区域等における避難の確保

第1節 洪水浸水想定区域

国土交通省および県が洪水予報河川および水位周知河川について、河川が氾濫した場合に想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深が公表されている区域は、次のとおりである。

- (1) 琵琶湖洪水浸水想定区域
滋賀県土木交通部流域政策局が、平成31年に計画高水位および想定最大規模降雨で想定される浸水区域を示したもの
- (2) 姉川洪水浸水想定区域
滋賀県土木交通部流域政策局が、令和元年に計画規模および想定最大規模の大雨により、姉川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの
- (3) 天野川洪水浸水想定区域
滋賀県土木交通部流域政策局が、平成31年に計画規模および想定最大規模の大雨により、天野川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの
- (4) 芹川洪水浸水想定区域
滋賀県土木交通部流域政策局が、平成31年に計画規模および想定最大規模の大雨により、芹川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの
- (5) 滋賀県地先の安全度マップ
滋賀県土木交通部流域政策局が、令和2年におおむね10年、100年、200年に1回程度の大雨により、県内の想定される浸水区域等を示したもの。
- (6) 浸水警戒区域
滋賀県土木交通部流域政策局が、おおむね200年に1回程度の大雨により、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害が想定される土地の区域を示したもの。
- (7) 特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）
滋賀県地先の安全度マップの200年に1度の雨で3m以上浸水するおそれがある区域を示したもの。

第2節 円滑かつ迅速な避難の確保

法第14条の規定に基づく浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

- (1) 洪水予報、水位到達時間情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称および所在地

資料Ⅰ 重要水防箇所

(1) 河川重要水防区域

番号	河川名	要水防区域	重要水防区域	特に重要な水防区域
1	矢倉川	JR琵琶湖線より国道8号まで 右岸1.3km		
2	天野川	河口より上流中井川合流点まで 両岸1.9km	飯集落と平行する県道部右岸 0.5km 国道近江橋より上流日光寺川 合流点まで右岸0.55km 箕浦橋から下流左岸0.6km 万願寺集落左岸0.5km	万願寺集落左岸0.5km
3	日光寺川	日光寺人家中両岸0.5km 天野川合流点より上流両岸 0.3km		
4	菜種川	天野川合流点より県道樋口岩 脇線まで両岸1.0km 県道樋口岩脇線より上流両岸 0.5km	国道21号より上流両岸0.1km	
5	長老墓地川	天野川合流点より上流両岸 1.4km	第2宮前橋から上流左岸 0.3km	
6	丹生川	天野川合流点より上流両岸 3.2km	せせらぎ橋下流右岸0.25km 総谷川合流点より上流両岸 0.5km	せせらぎ橋下流右岸0.25km 総谷川合流点より上流両岸 0.5km
7	総谷川	養鱒場より下流両岸0.3km		
8	梓川	天野川合流点より上流右岸 2.8km左岸4.2km	梓河内人家中両岸2.0km	
9	弥高川	天野川合流点より上流両岸 3.8km	国道365号より上流両岸0.3km	
10	油里川	天野川合流点より上流両岸 2.6km	国道365号より下流右岸0.7km	
11	政所川	天野川合流点より上流両岸 2.0km	大野木人家中右岸1.0km	
12	砂走川	白木川合流点より上流旧伊 吹町境まで両岸1.0km	JR橋より下流両岸0.3km	
13	白木川	砂走川合流点より上流両岸 0.4km		
14	枝川	砂走川合流点より上流両岸 0.4km	国道21号より下流両岸0.2km	
15	市場川	名神高速道路より下流両岸 1.0km	名神高速道路より下流両岸 1.0km	
16	中井川	天野川合流点より上流両岸 0.3km		
17	奥出川	天野川合流点より上流両岸 0.3km		
18	土川	河口より上流長浜市境まで 両岸2.3km		
19	出川	姉川合流点より上流両岸0.7 km	姉川合流点より上流両岸0.7 km	
20	姉川	長浜市境より上流井之口橋 まで片岸1.25km	長浜市境より上流井之口橋 まで片岸1.25km	

(2) 構造物重要水防箇所

① ダム調書

番号	河川名	名称	位置	管理者	総貯水量	用途
1	姉川	姉川ダム	曲谷	滋賀県	7,600千m ³	治水、維持用水

② 堰調査

番号	河川名	名称	位置	管理者	構造	用途
1	天野川	天の川合同井堰	河南	天の川沿岸土地改良区	鋼製ゲート コンクリート	農水
2	丹生川	丹生川合同井堰	下丹生	天の川沿岸土地改良区	鋼製ゲート コンクリート	農水
3	天野川	大井井堰	万願寺	米原市(操作:万願寺自治会長)	鋼製ゲート	農水
4	天野川	山田井堰	長岡	米原市(操作:長岡自治会長)	ゴム	農水
5	姉川	姉川合同井堰	伊吹	姉川沿岸土地改良区	コンクリート	農水
6	姉川	梅の木井堰	上板並	梅の木水利組合	コンクリート	農水
7	土川	落合井堰	長沢	米原市(操作:長沢自治会長)	鋼製	農水

③ 水門、樋門調査

番号	河川名	名称	位置	管理者	構造	数量
1	承水溝	入江干拓排水機場	入江	入江干拓土地改良区	鋼製ゲート	23基
2	承水溝	入江干拓排水機場	入江	入江干拓土地改良区	鋼製ゲート	5基

④ 揚排水機場調査

番号	河川名	名称	位置	管理者	構造	数量
1	承水溝	入江干拓排水機場	入江	入江干拓土地改良区	鋼製ゲート	7基

⑤ 県道等橋梁調査(水防上特に重大な影響をもつ橋梁)

番号	河川名	路線名	橋梁名	位置	概要
1	和佐川	国道21号	和佐川橋	樋口	米原を縦貫する最短道路のため
2	丹生川	国道21号	丹生川橋	枝折	米原を縦貫し丹生川沿岸に通ずる最短道路のため
3	梓川	天満一色線	新梓川橋	長岡	天野川合流点上流部梓川を横過し旧山東町、天野川沿岸に通ずる最短道路のため
4	梓川	国道21号	梓関の上橋	梓河内	旧山東町を縦貫し梓川兩岸堤防に通ずる最短道路のため

⑥ 水資源機構管理施設調査(水門樋門調査)

番号	名称	位置	操作基準	構造	数量
1	磯川樋門	磯	施設管理規程による	鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート	2門
2	磯北川樋門	入江	施設管理規程による	鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート	2門
3	入江川樋門	入江	施設管理規程による	鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート	3門
4	今江川樋門	筑摩	施設管理規程による	鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート	2門
5	朝妻樋門	朝妻	施設管理規程による	鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート	1門

⑦ 水資源機構管理施設調査(排水機場調査)

番号	名称	位置	操作基準	構造	数量
1	磯排水機場	磯	施設管理規程による	横軸々流ポンプφ500	2基
2	米原排水機場	入江	施設管理規程による	横軸々流ポンプφ1350	2基

⑧ 水防団管理施設調査

番号	名称	位置	操作基準	構造	数量
1	新庄的場線陸閘	新庄	避難判断水位に達したときに封鎖する	鉄筋コンクリート造 木製板	1門
2	寺倉下川線陸閘	寺倉	前面水路が越流し始めたときに封鎖する	鉄筋コンクリート造 木製板	1門

(3) 土砂災害重要水防箇所

① 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域

(単位：h a)

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
1	堂谷	森川支流	0.101				平成17年3月30日
2	柏原	岩ヶ谷	2.041				平成17年3月30日
3	清滝	奥出川支流	1.794				平成17年3月30日
4	寺倉	天野川支流	4.602				平成17年3月30日
5	日光寺	日光寺川支流	1.493				平成17年3月30日
6	能登瀬	天野川支流	1.037				平成17年3月30日
7	番場	菜種川支流	0.832	0.031			平成17年3月30日
8	番場	菜種川支流	1.975	0.029			平成17年3月30日
9	大久保	十郎谷	1.333	0.095			平成17年3月30日
10	上野	一ヶ谷	9.629	0.090			平成17年3月30日
11	大野木	最勝谷	2.412				平成18年3月30日
12	須川	須川	2.134				平成18年3月30日
13	番場	菜種川支流	2.935				平成18年3月30日
14	日光寺	日光寺川支流	0.971				平成18年3月30日
15	能登瀬	長老墓地川支流	0.452				平成18年3月30日
16	多和田	多和田③			1.066		平成18年3月30日
17	多和田	長老墓地川支流	5.631	0.187			平成18年3月30日
18	多和田	長老墓地川支流	1.095	0.008			平成18年3月30日
19	上板並	姉川支流	3.017	0.078			平成18年3月30日
20	能登瀬	天野川支流	2.963	0.182			平成18年3月30日
21	上丹生	総谷川支流	1.256	0.171			平成18年3月30日
22	大久保	大久保			0.975	0.093	平成18年3月30日
23	上野	上野			1.168	0.165	平成18年3月30日
24	能登瀬	能登瀬			0.263	0.077	平成18年3月30日
25	能登瀬	能登瀬②			0.203	0.049	平成18年3月30日
26	能登瀬	能登瀬			0.148	0.039	平成18年3月30日
27	堂谷	堂谷1			0.093	0.022	平成18年3月30日
28	朝日	観音寺			0.872	0.141	平成18年3月30日
29	万願寺	万願寺1			0.785	0.139	平成18年3月30日
30	西山・長岡	西山1			1.450	0.287	平成18年3月30日
31	池下	池下4			1.154	0.218	平成18年3月30日
32	西坂	西坂1			0.045	0.010	平成18年3月30日
33	米原	米原1			0.440	0.079	平成18年3月30日
34	米原・西円寺	米原3			0.837	0.134	平成18年3月30日
35	米原	米原4			1.604	0.279	平成18年3月30日
36	梅ヶ原	梅ヶ原3			1.043	0.173	平成18年3月30日
37	西円寺	西円寺			1.277	0.226	平成18年3月30日
38	岩脇	さくらが丘2			1.142	0.172	平成18年3月30日
39	顔戸	顔戸2			0.336	0.086	平成18年3月30日
40	朝日	寺谷	1.525	0.020			平成19年3月22日
41	上板並	後谷	0.946	0.136			平成19年3月22日
42	大久保	大久保			0.121	0.032	平成19年3月22日
43	小泉	小泉			0.746	0.145	平成19年3月22日
44	甲津原	北谷川	5.020				平成19年3月30日
45	甲津原	姉川支流	5.431				平成19年3月30日
46	下丹生	丹生川支流	2.894				平成19年3月30日
47	下丹生	丹生川支流	2.866				平成19年3月30日
48	梓河内・柏原	梓川支流	1.999	0.378			平成19年3月30日
49	甲津原	宮の谷	0.946	0.136			平成19年3月30日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
50	下丹生	丹生川支流	2.833	0.076			平成19年3月30日
51	下丹生	大谷川	2.829	0.078			平成19年3月30日
52	下丹生	丹生川支流	1.541	0.210			平成19年3月30日
53	曲谷	姉川支流	0.650	0.232			平成19年3月30日
54	上野	大谷川	1.054	0.831			平成19年3月30日
55	下丹生	朝倉			1.230	0.235	平成19年3月30日
56	梓河内	梓			0.244	0.069	平成19年3月30日
57	下丹生	下丹生①			0.753	0.117	平成19年3月30日
58	下丹生	下丹生②			0.720	0.043	平成19年3月30日
59	下丹生	下丹生③			1.366	0.270	平成19年3月30日
60	下丹生	下丹生④			0.672	0.096	平成19年3月30日
61	下丹生	下丹生⑥			0.561	0.096	平成19年3月30日
62	下丹生	下丹生⑦			2.084	0.356	平成19年3月30日
63	下丹生	下丹生⑧			0.554	0.110	平成19年3月30日
64	甲津原	甲津原①			1.128	0.188	平成19年3月30日
65	甲津原	甲津原②			0.609	0.109	平成19年3月30日
66	甲津原	甲津原③			0.033	0.009	平成19年3月30日
67	曲谷	曲谷			0.323	0.061	平成19年3月30日
68	本郷	宮谷	6.130				平成20年3月7日
69	大野木	親谷	3.285				平成20年3月12日
70	清滝	奥出川支流	1.344				平成20年3月12日
71	伊吹・上野	勝山谷川	21.130				平成20年3月12日
72	吉槻	前谷	3.793				平成20年3月12日
73	吉槻	長谷谷	1.797				平成20年3月12日
74	藤川	カンナカケ川	0.292				平成20年3月12日
75	大野木・須川	越戸川	3.205	0.182			平成20年3月12日
76	清滝	大門川	5.896	0.013			平成20年3月12日
77	伊吹	姉川支流	2.555	0.094			平成20年3月12日
78	大野木	大野木①			0.106	0.019	平成20年3月12日
79	大野木	大野木②			0.046	0.017	平成20年3月12日
80	大野木・須川	大野木③			0.067	0.019	平成20年3月12日
81	清滝	清滝			0.084	0.020	平成20年3月12日
82	藤川	藤川①			0.134	0.035	平成20年3月12日
83	吉槻	吉槻②			1.078		平成20年3月24日
84	甲賀	西山谷	5.068	0.038			平成20年3月24日
85	甲賀	甲賀①			0.383	0.073	平成20年3月24日
86	山室	黒田川支流	0.749				平成20年3月26日
87	山室	黒田川支流	0.666				平成20年3月26日
88	山室	南谷	1.108				平成20年3月26日
89	山室	黒田川支流	2.824	0.066			平成20年3月26日
90	山室	黒田川支流	2.458	0.027			平成20年3月26日
91	山室	黒田川支流	2.516	0.059			平成20年3月26日
92	甲賀	姉川支流	0.251	0.115			平成20年3月26日
93	清滝	搭中川	3.177	0.019			平成20年3月26日
94	吉槻	桂谷	2.740	0.004			平成20年3月26日
95	山室	山室			0.449	0.114	平成20年3月26日
96	万願寺	万願寺②			0.827	0.135	平成20年3月26日
97	長岡	長岡②			0.346	0.064	平成20年3月26日
98	弥高	弥高			0.160	0.030	平成20年3月26日
99	甲賀	甲賀②			0.334	0.063	平成20年3月26日
100	伊吹	伊吹①			0.918	0.193	平成20年3月26日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
101	吉槻	吉槻①			0.540	0.026	平成20年3月26日
102	菅江	ヨコムネ谷	1.800				平成20年3月28日
103	梓河内	コンニャク谷	0.906				平成20年4月23日
104	梓河内	梓川支流	0.470				平成20年4月23日
105	梓河内	榊谷川	2.052				平成20年4月23日
106	梓河内	蛭谷川	1.982	0.078			平成20年4月23日
107	須川	堂の奥川	2.592	0.020			平成20年4月23日
108	長岡	長岡①			0.254		平成20年7月23日
109	大鹿	大鹿			0.956	0.170	平成20年7月23日
110	池下	池下①			0.035	0.012	平成20年7月23日
111	池下	池下②			1.202	0.170	平成20年7月23日
112	池下	池下③			0.112	0.015	平成20年7月23日
113	池下	池下⑤			0.333	0.073	平成20年7月23日
114	多和田	長老墓地川支流	1.821				平成20年10月10日
115	上平寺	藤古川支流	1.300				平成20年10月10日
116	上平寺	覚所谷川	5.546				平成20年10月10日
117	多和田	多和田①			1.415		平成20年10月10日
118	多和田	多和田②			1.176		平成20年10月10日
119	堂谷	堂谷②			0.124		平成20年10月10日
120	堂谷	堂谷③			0.424		平成20年10月10日
121	多和田	管ヶ谷川	3.222	0.015			平成20年10月10日
122	志賀谷	志賀谷			0.014	0.005	平成20年10月10日
123	加勢野	加勢野①			0.443	0.109	平成20年10月10日
124	加勢野	加勢野②			0.314	0.048	平成20年10月10日
125	多和田	多和田④			0.317	0.045	平成20年10月10日
126	伊吹	伊吹②			1.022	0.194	平成20年10月10日
127	伊吹	伊吹③			0.127	0.027	平成20年10月10日
128	菅江	黒田川支流	5.048				平成20年12月24日
129	梓河内	河内①			1.755		平成20年12月24日
130	梓河内	河内②			0.637		平成20年12月24日
131	梓河内	河内③			2.081		平成20年12月24日
132	梓河内	河内④			1.390		平成20年12月24日
133	河南	天野川支流	0.981	0.009			平成20年12月24日
134	河南	天野川支流	1.297	0.005			平成20年12月24日
135	河南	天野川支流	0.889	0.053			平成20年12月24日
136	河南	河南①			0.372	0.062	平成20年12月24日
137	河南	河南②			0.451	0.111	平成20年12月24日
138	三吉	天野川支流	3.053				平成21年2月25日
139	三吉	天野川支流	3.843	0.209			平成21年2月25日
140	三吉	三吉②			0.074	0.016	平成21年2月25日
141	藤川	藤川②			0.256	0.031	平成21年2月25日
142	西坂・三吉	西坂川	9.131	0.018			平成21年2月27日
143	西坂・三吉	寺鼻川	5.295	0.054			平成21年2月27日
144	西坂	西坂②			0.655	0.089	平成21年2月27日
145	醒井	醒井①	1.092				平成21年3月16日
146	醒井	天野川支流	1.740	0.093			平成21年3月16日
147	醒井	醒井②			0.181	0.042	平成21年3月16日
148	醒井	醒井④			0.250	0.056	平成21年3月16日
149	枝折	枝折川支流	6.046	0.073			平成21年6月5日
150	枝折	枝折③			0.340	0.027	平成21年6月5日
151	枝折	枝折④			0.065	0.014	平成21年6月5日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
152	柏原	岩ヶ谷	3.910				平成21年12月4日
153	柏原	伊屋谷川	1.980	0.014			平成21年12月4日
154	柏原	柏原①			0.760	0.151	平成21年12月4日
155	柏原	柏原②			0.745	0.178	平成21年12月4日
156	柏原	柏原③			0.464	0.146	平成21年12月4日
157	柏原	柏原④			0.745	0.118	平成21年12月4日
158	大野木	柿ノ木川	3.133				平成21年12月25日
159	大野木	柿ノ木川	3.154				平成21年12月25日
160	米原	湯谷川	1.998				平成22年2月19日
161	米原	三郎谷川	1.219				平成22年2月19日
162	上丹生	タコゼン谷	4.327				平成22年2月19日
163	上丹生	浄土谷川	1.086				平成22年2月19日
164	上丹生	昼坂川	1.044				平成22年2月19日
165	新庄	新庄			0.208		平成22年2月19日
166	上丹生	湯屋谷川	2.339	0.082			平成22年2月19日
167	新庄	新庄②			0.187	0.026	平成22年2月19日
168	上丹生	上丹生①			1.680	0.018	平成22年2月19日
169	上丹生	上丹生②			3.005	0.078	平成22年2月19日
170	上丹生	上丹生③			1.344	0.036	平成22年2月19日
171	上丹生	上丹生⑤			0.249	0.016	平成22年2月19日
172	上丹生	上丹生⑩			1.496	0.241	平成22年2月19日
173	上丹生	上丹生⑦			1.122	0.170	平成22年2月19日
174	寺倉	寺倉①			0.598	0.102	平成22年2月19日
175	寺倉	寺倉②			0.289	0.044	平成22年2月19日
176	寺倉	寺倉③			0.469	0.100	平成22年2月19日
177	西円寺	西円寺①			0.131		平成22年3月26日
178	西円寺	西円寺③			0.392	0.062	平成22年3月26日
179	舟崎・顔戸	舟崎川	3.867				平成23年2月28日
180	天満	天満			0.671		平成23年2月28日
181	舟崎	舟崎			0.111		平成23年2月28日
182	舟崎	舟崎北			0.278		平成23年2月28日
183	西山・池下	西山②			1.166	0.181	平成23年2月28日
184	梅ヶ原	国町川	3.702				平成23年3月25日
185	梅ヶ原	団子殿川	4.699	0.009			平成23年3月25日
186	梅ヶ原	梅ヶ原①			0.437	0.071	平成23年3月25日
187	梅ヶ原	梅ヶ原②			0.063	0.021	平成23年3月25日
188	長久寺	長久寺川支流	2.951				平成23年7月22日
189	長久寺	長久寺川	3.678				平成23年7月22日
190	長久寺	長久寺川支流	3.330				平成23年7月22日
191	岩脇	岩脇②			0.160	0.018	平成23年7月22日
192	日光寺	日光寺			0.978		平成24年2月8日
193	清滝・柏原	清滝(2)			1.671	0.308	平成24年2月8日
194	米原	米原(5)			0.277	0.059	平成25年3月29日
195	米原	米原(2)			0.859	0.122	平成25年3月29日
196	米原	米原(6)			0.543	0.112	平成25年3月29日
197	番場	東番場			0.099	0.029	平成26年12月5日
198	番場	番場			1.108	0.174	平成26年12月5日
199	下丹生	丹生川支流	1.362				平成27年3月11日
200	伊吹	大富川	3.788				平成27年10月9日
201	岩脇	さくらが丘(1)			0.878	0.139	平成28年2月29日
202	岩脇	岩脇①			1.673	0.092	平成28年2月29日
203	顔戸	顔戸(1)			0.696	0.074	平成28年2月29日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
204	顔戸	顔戸(3)			0.353	0.084	平成28年2月29日
205	磯	磯(2)			0.370	0.068	平成28年2月29日
206	磯	磯③			0.672	0.279	平成28年2月29日
207	弥高、上野、大清水、春照、高番、杉澤	弥高川	181.925	0.630			平成28年3月30日
208	弥高、大清水	政所川	12.542	0.952			平成28年3月30日
209	弥高、大清水	政所川	11.220	0.501			平成28年3月30日
210	大清水	大清水(2)			0.488	0.098	平成28年3月30日
211	藤川	寺林			0.116		平成28年3月30日
212	柏原	奥出川支流	1.045	0.011			平成29年3月10日
213	柏原	奥出川支流	0.956				平成29年3月10日
214	米原	米原⑦			0.171	0.033	平成29年3月10日
215	枝折	枝折川支流	3.621	0.101			平成29年3月22日
216	枝折	枝折川支流	1.893	0.085			平成29年3月22日
217	枝折	枝折川支流	1.650	0.057			平成29年3月22日
218	枝折	枝折⑤			0.927	0.161	平成29年8月2日
219	菅江	黒田川支流	1.897				平成30年3月16日
220	菅江	黒田川支流	4.072				平成30年3月16日
221	梓河内	梓川支流	1.629				平成30年3月16日
222	梓河内	仏返川	2.772				平成30年3月16日
223	米原	米原⑧			0.475	0.146	平成30年3月16日
224	磯	磯①			0.472	0.105	平成30年3月28日
225	上丹生	総谷川支流	1.889	0.302			平成30年3月28日
226	柏原	奥出川支流	3.023				平成31年3月26日
227	朝日	黒田川支流	0.813				平成31年3月26日
228	朝日	黒田川支流	2.008				平成31年3月26日
229	日光寺	日光寺②			0.133	0.045	平成31年3月26日
230	上板並	上板並			0.817	0.081	平成31年3月26日
231	三吉	三吉①			0.080	0.025	平成31年3月26日
232	伊吹	伊吹④			0.653	0.118	平成31年3月26日
233	伊吹	伊吹⑤			0.443	0.100	平成31年3月26日
234	志賀谷	志賀谷③			0.864	0.166	平成31年3月26日
235	番場	番場②			0.081	0.019	平成31年3月26日
236	番場	番場③			0.128	0.046	平成31年3月26日
237	柏原	柏原⑥			0.107	0.043	平成31年3月26日
238	一色	梓川支流	2.964				令和2年12月18日
239	一色	天野川支流	2.121	0.011			令和2年12月18日
240	一色	天野川支流	14.995	0.417			令和2年12月18日
241	多和田	長老墓地川支流	4.917	0.007			令和2年12月18日
242	多和田	長老墓地川支流	9.069	0.009			令和2年12月18日
243	多和田	長老墓地川支流	5.404	0.026			令和2年12月18日
244	多和田	長老墓地川支流	4.002				令和2年12月18日
245	日光寺	日光寺川支流	1.549	0.008			令和2年12月18日
246	岩脇	天野川支流	1.308				令和2年12月18日
247	柏原	磯北川支流	4.651	0.256			令和2年12月18日
248	柏原	長北川	4.216				令和2年12月18日
249	柏原・須川	砂走川支流	8.332	0.042			令和2年12月18日
250	柏原	枝川支流	3.277	0.049			令和2年12月18日
251	柏原	奥出川支流	4.557	0.008			令和2年12月18日
252	柏原	奥出川支流	1.998				令和2年12月18日
253	清滝	能仁寺川	2.708				令和2年12月18日
254	清滝	能仁寺川支流	4.387				令和2年12月18日
255	梓河内・一色	梓川支流	1.344	0.489			令和2年12月18日
256	堂谷	黒田川支流	1.945	0.006			令和2年12月18日
257	山室	黒田川支流	1.278	0.008			令和2年12月18日
258	菅江	黒田川支流	3.233				令和2年12月18日
259	志賀谷	森川支流	0.322				令和2年12月18日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
260	河南	天野川支流	1.942				令和2年12月18日
261	樋口・河南	天野川支流	5.081	0.136			令和2年12月18日
262	西坂	和佐川支流	1.702	0.083			令和2年12月18日
263	番場	菜種川支流	1.836				令和2年12月18日
264	番場	菜種川支流	4.033				令和2年12月18日
265	枝折	枝折川支流	2.975	0.211			令和2年12月18日
266	枝折・下丹生	丹生川支流	1.242				令和2年12月18日
267	上丹生	総谷川支流	1.999				令和2年12月18日
268	上丹生	総谷川支流	1.557				令和2年12月18日
269	下丹生	丹生川支流	0.967	0.012			令和2年12月18日
270	下丹生	丹生川支流	1.880				令和2年12月18日
271	下丹生	丹生川支流	2.921				令和2年12月18日
272	下丹生	丹生川支流	2.191				令和2年12月18日
273	甲津原	馬越川	4.300	0.013			令和2年12月18日
274	甲津原	馬越川支流	5.583				令和2年12月18日
275	甲津原	馬越川支流	2.759				令和2年12月18日
276	甲津原	馬越川支流	0.308	0.108			令和2年12月18日
277	甲津原	馬越川支流	4.001	0.020			令和2年12月18日
278	甲津原	馬越川支流	1.592				令和2年12月18日
279	甲津原	姉川支流	2.293				令和2年12月18日
280	甲津原	馬越川支流	12.266	0.053			令和2年12月18日
281	甲津原	馬越川支流	4.378	1.441			令和2年12月18日
282	甲津原	向山谷川支流	2.387	0.010			令和2年12月18日
283	吉槻	姉川支流	3.248	0.010			令和2年12月18日
284	吉槻	長谷川支流	0.600				令和2年12月18日
285	吉槻	長谷川支流	4.689	0.012			令和2年12月18日
286	上板並	宮ヶ谷	4.474				令和2年12月18日
287	上板並	姉川支流	2.202	0.028			令和2年12月18日
288	大久保・小泉	十郎谷川	3.111	0.063			令和2年12月18日
289	伊吹・長浜市相模郡町	大谷川	26.079	1.406			令和2年12月18日
290	伊吹	姉川支流	16.845	0.167			令和2年12月18日
291	長浜市相模郡町・伊吹	小正路谷	15.877				令和2年12月18日
292	一色	一色1			0.049		令和2年12月18日
293	顔戸	顔戸4			0.182	0.040	令和2年12月18日
294	多和田	多和田5			0.376	0.077	令和2年12月18日
295	多和田	多和田6			0.120	0.027	令和2年12月18日
296	多和田	多和田7			1.043	0.167	令和2年12月18日
297	多和田	多和田8			0.465	0.070	令和2年12月18日
298	多和田	多和田9			1.344	0.138	令和2年12月18日
299	多和田	多和田10			0.998	0.165	令和2年12月18日
300	能登瀬	能登瀬3			0.086	0.017	令和2年12月18日
301	能登瀬	能登瀬4			0.018		令和2年12月18日
302	日光寺	日光寺3			0.096	0.025	令和2年12月18日
303	日光寺	日光寺4			0.242	0.036	令和2年12月18日
304	日光寺	日光寺5			0.523	0.006	令和2年12月18日
305	岩脇	岩脇3			0.387	0.092	令和2年12月18日
306	岩脇	岩脇4			0.161	0.016	令和2年12月18日
307	西円寺	西円寺4			0.640	0.111	令和2年12月18日
308	西円寺	西円寺5			0.264	0.050	令和2年12月18日
309	西円寺	西円寺6			0.183	0.042	令和2年12月18日
310	寺倉	寺倉4			0.274	0.039	令和2年12月18日
311	柏原	柏原7			0.581	0.092	令和2年12月18日
312	柏原	柏原8			0.319	0.044	令和2年12月18日
313	柏原	柏原10			0.098	0.027	令和2年12月18日
314	柏原	柏原11			0.013	0.004	令和2年12月18日
315	柏原	柏原12			0.137	0.031	令和2年12月18日
316	柏原	柏原13			0.024	0.008	令和2年12月18日
317	柏原	柏原14			0.266	0.072	令和2年12月18日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
318	柏原	柏原 1 5			0.040	0.012	令和 2 年12月18日
319	柏原	柏原 1 6			0.113	0.027	令和 2 年12月18日
320	柏原	柏原 1 7			1.386	0.178	令和 2 年12月18日
321	柏原	柏原 1 8			0.189	0.032	令和 2 年12月18日
322	柏原	柏原 1 9			0.296	0.050	令和 2 年12月18日
323	柏原	柏原 2 0			0.300	0.041	令和 2 年12月18日
324	柏原	柏原 2 1			0.463	0.090	令和 2 年12月18日
325	柏原	柏原 2 2			0.171	0.021	令和 2 年12月18日
326	柏原・長久寺	柏原 2 3			1.176	0.181	令和 2 年12月18日
327	梓河内・柏原	梓河内 1			0.073	0.022	令和 2 年12月18日
328	梓河内	梓河内 2			0.076	0.025	令和 2 年12月18日
329	本郷	本郷 1			0.312	0.046	令和 2 年12月18日
330	本郷	本郷 2			0.287	0.047	令和 2 年12月18日
331	堂谷	堂谷 4			0.273	0.075	令和 2 年12月18日
332	山室	山室 2			0.091	0.026	令和 2 年12月18日
333	山室	山室 3			0.009	0.003	令和 2 年12月18日
334	山室	山室 4			0.079	0.018	令和 2 年12月18日
335	山室	山室 5			0.020	0.004	令和 2 年12月18日
336	山室	山室 6			0.830	0.158	令和 2 年12月18日
337	山室	山室 7			0.731	0.138	令和 2 年12月18日
338	菅江	菅江 1			1.567	0.284	令和 2 年12月18日
339	菅江	菅江 2			0.240	0.051	令和 2 年12月18日
340	志賀谷・北方	志賀谷 4			0.818	0.120	令和 2 年12月18日
341	志賀谷・北方	志賀谷 5			0.246	0.054	令和 2 年12月18日
342	志賀谷・北方	志賀谷 6			0.373	0.047	令和 2 年12月18日
343	池下	池下 6			0.701	0.119	令和 2 年12月18日
344	池下	池下 7			0.039	0.013	令和 2 年12月18日
345	池下・市場	池下 8			0.199	0.052	令和 2 年12月18日
346	天満	天満 2			0.063	0.016	令和 2 年12月18日
347	天満	天満 3			0.189	0.043	令和 2 年12月18日
348	天満	天満 4			0.128		令和 2 年12月18日
349	夫馬	夫馬 1			0.328	0.072	令和 2 年12月18日
350	朝日	朝日 1			0.027	0.008	令和 2 年12月18日
351	朝日	観音寺 2			0.590	0.049	令和 2 年12月18日
352	朝日	観音寺 3			0.107	0.030	令和 2 年12月18日
353	朝日・鳥脇	朝日 2			1.233	0.208	令和 2 年12月18日
354	小田	小田 1			0.054	0.010	令和 2 年12月18日
355	西山・長岡	西山 3			0.539	0.096	令和 2 年12月18日
356	長岡	長岡 3			0.192	0.032	令和 2 年12月18日
357	長岡	長岡 4			0.050	0.013	令和 2 年12月18日
358	長岡	長岡 5			0.586	0.126	令和 2 年12月18日
359	須川	須川 1			0.270	0.049	令和 2 年12月18日
360	須川	須川 2			0.792	0.135	令和 2 年12月18日
361	大鹿	大鹿 2			0.624	0.107	令和 2 年12月18日
362	磯	磯 4			0.047	0.016	令和 2 年12月18日
363	磯	磯 5			0.509	0.116	令和 2 年12月18日
364	磯	磯 6			0.261	0.045	令和 2 年12月18日
365	梅ヶ原	梅ヶ原 4			0.122	0.025	令和 2 年12月18日
366	梅ヶ原	梅ヶ原 5			0.285	0.037	令和 2 年12月18日
367	梅ヶ原	梅ヶ原 6			0.858	0.155	令和 2 年12月18日
368	河南	河南 3			0.436	0.073	令和 2 年12月18日
369	河南	河南 4			0.237	0.037	令和 2 年12月18日
370	河南	河南 5			0.076	0.023	令和 2 年12月18日
371	三吉	三吉 3			0.166	0.038	令和 2 年12月18日
372	三吉	三吉 4			0.093	0.030	令和 2 年12月18日
373	三吉・西坂	三吉 5			0.281	0.030	令和 2 年12月18日
374	西坂	西坂 3			0.065	0.015	令和 2 年12月18日
375	西坂	西坂 4			0.092	0.026	令和 2 年12月18日
376	西坂	西坂 5			0.099	0.027	令和 2 年12月18日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
377	番場・寺倉	番場 4			0.537	0.093	令和 2 年12月18日
378	番場	番場 5			0.037	0.009	令和 2 年12月18日
379	番場	番場 6			0.847	0.131	令和 2 年12月18日
380	番場	番場 7			0.521	0.066	令和 2 年12月18日
381	番場	番場 8			0.718	0.107	令和 2 年12月18日
382	番場	番場 9			1.372	0.260	令和 2 年12月18日
383	番場	番場 1 0			0.204	0.026	令和 2 年12月18日
384	枝折	枝折 6			0.074	0.018	令和 2 年12月18日
385	枝折	枝折 7			0.270	0.050	令和 2 年12月18日
386	枝折・下丹生	枝折 8			0.303	0.053	令和 2 年12月18日
387	枝折	枝折②			1.671	0.041	令和 2 年12月18日
388	下丹生	下丹生 9			0.047	0.014	令和 2 年12月18日
389	下丹生	下丹生 1 0			0.808	0.180	令和 2 年12月18日
390	上丹生	上丹生 1 1			0.645	0.117	令和 2 年12月18日
391	上丹生	上丹生 1 2			0.275	0.080	令和 2 年12月18日
392	上丹生	上丹生 1 3			1.240	0.276	令和 2 年12月18日
393	上丹生	上丹生 1 4			0.541	0.186	令和 2 年12月18日
394	上丹生	上丹生 1 5			1.048	0.204	令和 2 年12月18日
395	上丹生	上丹生 1 6			0.158	0.035	令和 2 年12月18日
396	上丹生	上丹生 1 7			0.364	0.063	令和 2 年12月18日
397	上丹生	上丹生 1 8			1.251	0.272	令和 2 年12月18日
398	上丹生	上丹生 1 9			0.201	0.094	令和 2 年12月18日
399	上丹生	上丹生 2 0			0.490	0.159	令和 2 年12月18日
400	上丹生	上丹生 2 1			0.314	0.170	令和 2 年12月18日
401	上丹生	上丹生 2 2			0.928	0.225	令和 2 年12月18日
402	上丹生	上丹生 2 3			0.925	0.157	令和 2 年12月18日
403	新庄	新庄 3			0.038	0.012	令和 2 年12月18日
404	甲津原	甲津原 4			0.223	0.033	令和 2 年12月18日
405	甲津原	甲津原 5			0.282	0.048	令和 2 年12月18日
406	甲津原	甲津原 7			0.074	0.015	令和 2 年12月18日
407	甲津原	甲津原 8			0.084		令和 2 年12月18日
408	曲谷	曲谷 2			0.087	0.016	令和 2 年12月18日
409	曲谷	曲谷 3			0.074		令和 2 年12月18日
410	曲谷	曲谷 4			0.793	0.188	令和 2 年12月18日
411	甲賀	甲賀 3			0.124		令和 2 年12月18日
412	吉槻	吉槻 3			0.798	0.134	令和 2 年12月18日
413	吉槻	吉槻 4			0.079	0.019	令和 2 年12月18日
414	吉槻	吉槻 5			0.489	0.101	令和 2 年12月18日
415	吉槻	吉槻 6			0.082	0.001	令和 2 年12月18日
416	吉槻	吉槻 7			0.216	0.042	令和 2 年12月18日
417	吉槻	吉槻 8			0.071		令和 2 年12月18日
418	上板並	上板並 2			0.049		令和 2 年12月18日
419	上板並	上板並 3			0.383	0.064	令和 2 年12月18日
420	上板並	上板並 4			0.267	0.054	令和 2 年12月18日
421	下板並	下板並 1			0.059	0.017	令和 2 年12月18日
422	下板並	下板並 2			0.045	0.011	令和 2 年12月18日
423	大久保	大久保 2			0.033		令和 2 年12月18日
424	大久保	大久保 3			0.158	0.043	令和 2 年12月18日
425	大久保・小泉	大久保 4			0.096		令和 2 年12月18日
426	大久保	大久保 5			0.235	0.053	令和 2 年12月18日
427	小泉	小泉 2			0.060		令和 2 年12月18日
428	伊吹・小泉	伊吹 6			0.104		令和 2 年12月18日
429	伊吹	伊吹 7			0.114		令和 2 年12月18日
430	伊吹	伊吹 8			0.152	0.005	令和 2 年12月18日
431	伊吹	伊吹 9			0.032	0.011	令和 2 年12月18日

番号	位置	区域	土砂災害（土石流）		急傾斜地の崩壊		指定年月日
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
430	上野	上野 2			0.040		令和 2 年12月18日
431	上野	上野 3			0.424	0.066	令和 2 年12月18日
432	上野	上野 4			0.828	0.214	令和 2 年12月18日
433	藤川	藤川 3			0.091	0.022	令和 2 年12月18日
434	藤川	藤川 4			0.304		令和 2 年12月18日
435	藤川	藤川 5			0.110		令和 2 年12月18日
436	上平寺	上平寺 1			0.352	0.061	令和 2 年12月18日
437	樽ヶ畑	樽ヶ畑 1			0.079	0.035	令和 2 年12月18日

② 地すべり警戒区域および特別警戒区域

(単位：h a)

番号	位置	区域	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	曲谷	曲谷	3.260		令和2年12月18日

③ 急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	大久保	大久保字北海道1005番外11	1.410	昭和44年11月19日
2	梓河内	梓河内字川西315番の1外5	0.760	昭和45年1月23日
3	米原1号	米原字長谷138番外9	2.400	昭和45年2月9日
4	寺林	藤川字村ノ内396番外7	0.770	昭和45年5月8日
5	伊吹1号	伊吹字白泉365番の3外8	0.570	昭和45年5月8日
6	上板並	上板並字宇山28番外7	0.350	昭和45年5月8日
7	伊吹2号	伊吹字飯尾771番の3外8	0.970	昭和47年2月14日
8	上野	上野字堀東685番外6	0.970	昭和47年2月14日
9	顔戸	顔戸字朝妻山128番外5	4.520	昭和47年12月23日
10	舟崎	舟崎字亀原223番外4	0.958	昭和48年3月19日
11	岩脇1号	岩脇字四等代234番外5	1.540	昭和48年3月19日
12	日光寺	日光寺字西谷462番外8	4.830	昭和48年3月19日
13	多和田	多和田字穴田1064番外6	8.420	昭和48年3月19日
14	新庄	新庄字四郎町294番外4	1.341	昭和48年3月19日
15	岩脇2号	岩脇字奥屋敷16番外4	0.710	昭和48年3月19日
16	西円寺	西円寺字前田574番外8	1.990	昭和48年3月19日
17	能登瀬	能登瀬字御屋敷、北込、向山、大郷	2.910	昭和49年2月22日
18	藤川	藤川字海戸、谷古	0.370	昭和50年1月6日
19	柏原	柏原字丸山、小谷前、小野	0.980	昭和53年2月15日
20	柏原	柏原字堂ノ後、向山、小野	3.230	昭和53年2月15日
21	弥高	弥高字谷奥畑尾	0.520	昭和53年2月15日
22	上丹生1号	上丹生字井尻山1813番外40	1.477	昭和56年2月16日
23	上丹生2号	上丹生字向中村1402番外60	2.634	昭和56年2月16日
24	上丹生3号	上丹生字コノミ山358番の1外65	4.767	昭和59年3月31日
25	梓河内3号	梓河内字蛭谷179番1外27	1.290	昭和59年3月31日
26	枝折	枝折字塚原526番1外	1.228	昭和60年3月30日
27	醒井	醒井字片山180番外	0.226	昭和60年3月30日
28	甲賀	甲賀字大カイト256番外	6.983	昭和60年3月30日
29	梓河内4号	梓河内字蛭谷223番1外	2.720	昭和60年10月14日
30	多和田2号	多和田字八屋1260番1外	0.380	昭和61年4月30日
31	梓河内2号	梓河内字番野114番外	1.490	昭和61年4月30日
32	藤川2号	藤川字中道854番1外	1.180	昭和62年1月21日
33	上丹生	上丹生字向中村外	0.380	平成1年4月3日
34	下丹生2号	下丹生字西海道816番外	2.900	平成1年10月30日
35	伊吹	伊吹字東川741番2外	1.340	平成2年2月2日
36	上板並	上板並字北庄寺354番外	0.460	平成8年3月28日
37	吉槻	吉槻字岡田939番外	6.550	平成8年9月6日
38	大清水	大清水字堂ノ前1166番外	0.430	平成16年1月30日
39	天満	天満字油里117番外	2.620	平成16年2月9日
40	上板並	上板並字宇山14番1外	0.750	平成17年10月11日
41	大清水2号	大清水字堂ノ前1140番外	0.290	平成17年12月9日
42	日光寺2号	日光寺字京田543番外	0.300	平成20年4月4日
43	下丹生	下丹生字掛道664番外	1.310	平成20年10月8日
44	堂谷	堂谷字綾ノ谷174番外	0.409	平成25年3月15日
45	枝折2号	枝折字塚原494番外	2.972	平成27年5月27日
46	多和田3号	多和田字穴田1086番外	0.179	平成27年7月29日
47	梓1号	梓河内字黒谷口609番1外	0.348	平成27年9月18日

④ 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	区域	所在地	傾斜度	延長	高さ	斜面区分	公共の建物	公共施設
1	柏原	柏原字小野	45	200	25	自然		市道
2	柏原2	柏原字小野	55	230	15	自然		市道
3	柏原3	柏原字仲井町	45	160	30	自然	集会所	河川・市道
4	河内1	梓河内字川西	45	430	40	自然	寺	市道
5	河内2	梓河内字稗谷外	45	210	30	自然	寺	市道
6	河内3	梓河内字川東	55	520	40	自然		市道
7	河内4	梓河内字番野外	45	320	30	自然		市道
8	山室	山室字南谷	45	170	25	自然	寺・会議所	市道
9	万願寺1	万願寺字前山	40	250	30	自然	消防車庫	市道
10	西山1	西山字源氏山	70	390	30	自然	寺	市道
11	天満1	天満字油里山	45	250	50	自然		市道
12	甲津原1	甲津原字東山	35	210	90	自然	寺	市道
13	甲賀	甲津原字大カイト	45	130	55	自然		
14	上板並	上板並字中庄司	50	170	8	自然	寺	
15	大久保	大久保字北海道	45	270	8	自然		市道
16	伊吹1	伊吹字庵ノ上外	50	220	12	自然		市道
17	伊吹2	伊吹字東川	50	110	14	自然	老人施設	市道
18	上野	上野字堀東外	45	200	25	自然		市道
19	弥高	弥高字畑尾外	35	100	60	自然		
20	寺林	寺林字村ノ内	65	110	20	自然	寺	
21	藤川2	藤川字上戸外	55	260	10	自然	寺	国道
22	梅ヶ原1	梅ヶ原字向堂	40	100	30	自然		
23	梅ヶ原2	梅ヶ原字上取	40	65	30	自然		
24	米原1	米原字里脇	40	100	25	自然	旅館	市道
25	西坂1	西坂字勘定木	40	100	20	自然	寺	
26	醒井1	醒井字本町	50	150	30	自然	寺	県道・市道・河川
27	醒井2	醒井字新町	50	75	15	自然	寺	県道
28	枝折2	枝折字清水	40	340	30	自然	公民館・寺	市道・河川
29	枝折3	枝折字造座	45	145	25	自然	寺	
30	下丹生1	下丹生字坂口向	50	60	20	自然		市道
31	下丹生2	下丹生字朝倉	50	210	30	自然	寺	
32	下丹生3	下丹生字坂口	45	160	30	自然	寺	市道
33	上丹生1	上丹生字井尻山	45	150	40	自然		
34	上丹生2	上丹生字向山	50	270	40	自然		市道・河川
35	上丹生3	上丹生字中村	50	540	85	自然	集会所・寺	市道
36	上丹生4	上丹生字水口	55	200	35	自然		市道・河川
37	上丹生5	上丹生字谷田	70	60	30	自然	旅館	
38	上丹生6	上丹生字メッコ	35	60	30	自然	その他	
39	多和田1	多和田字片山	40	400	30	自然	公民館・寺	市道
40	多和田2	多和田字北小路	56	395	30	自然	寺	市道
41	多和田3	多和田字八屋	43	162	35	自然		
42	能登瀬1	能登瀬字北込	35	330	10	自然	寺	市道
43	日光寺	日光寺字京田	63	340	24	自然	公民館・寺	市道
44	西円寺1	西円寺字村ノ内	55	340	27	自然	寺	市道

番号	区域	所在地	傾斜度	延長	高さ	斜面区分	公共の建物	公共施設
45	西門寺2	西門寺字讃岐	52	380	30	自然	学校	
46	岩脇1	岩脇字神尾山	71	300	36	人工		JR・国道・市道
47	岩脇2	岩脇字奥屋敷	66	128	20	自然	公民館	市道
48	顔戸1	顔戸字朝妻山	52	420	100	自然	寺	県道・市道
49	顔戸2	顔戸字小山	54	180	14	自然		市道
50	舟崎	舟崎字門屋	68	150	10	人工	公民館・寺	県道
51	新庄	新庄字岡山	66	250	12	自然		県道
52	伊吹3	伊吹字東川	45	140	35	自然	寺	市道
53	堂谷1	堂谷字綾の谷	50	60	20	自然		市道
54	観音寺	朝日字観音寺	50	80	45	自然	寺	
55	志賀谷1	志賀谷字西ノ谷	40	90	40	自然	寺	
56	池下1	池下字宮山	60	130	10	自然		
57	池下2	池下字砂田	35	220	18	自然	宿泊施設	
58	池下3	池下字東良	40	80	30	自然		
59	池下4	池下字中ノ山	40	570	25	自然	寺・公民館	
60	志賀谷2	志賀谷字丸山	45	80	15	自然	寺	
61	長岡1	長岡字愛岩	50	110	8	自然	公民館・体育館	
62	長岡2	長岡字助谷	60	90	15	自然	寺	
63	天満2	天満字西良	70	90	25	自然	寺	
64	大鹿	大鹿字岩組	60	180	35	自然	工場	
65	堂谷2	堂谷字大堂小路	35	50	25	自然	寺	
66	大野木1	大野木字二反小田	50	130	22	自然	寺	市道
67	須川	須川字村ノ内	40	50	10	自然	寺	
68	清滝	清滝字辻	50	130	25	自然	寺	
69	河内5	梓河内字谷口	65	125	25	自然	寺	
70	柏原5	柏原字岩ヶ谷	45	50	35	自然	寺	河川
71	吉槻1	吉槻字宮地	40	220	20	自然	診療所・工場	県道
72	吉槻2	吉槻字堀畑	45	270	85	自然	寺	
73	大清水1	大清水字丸山	50	200	28	自然	寺	
74	磯	磯字丸山西	55	130	32	自然	宿泊施設	
75	米原3	米原字三郎谷	40	100	40	自然	宗教施設	市道
76	米原4	米原字奥谷敷	45	160	70	自然	幼稚園・寺	
77	梅ヶ原4	梅ヶ原字池ノ下	50	260	45	自然	寺	
78	東番場	番場字東町	50	65	15	自然		県道
79	河南1	河南字小倉	45	90	30	自然	学校	
80	醒井3	醒井字西町	60	70	15	自然	寺	市道
81	枝折4	枝折字清水	55	60	20	自然	寺	
82	下丹生4	下丹生字右田森	45	70	25	自然		
83	朝倉	下丹生字朝倉	55	130	40	自然		
84	下丹生5	下丹生字掛道	50	130	40	自然		
85	下丹生6	下丹生字江竜口	45	130	40	自然		
86	下丹生7	下丹生字堂ノ山	60	410	75	自然		
87	上丹生7	上丹生字上出	45	120	70	自然	老人施設	
88	上丹生8	上丹生字松尾山	50	65	75	自然	飲食店	
89	上丹生9	上丹生字中穂谷	55	90	35	自然	宿泊施設	

番号	区域	所在地	傾斜度	延長	高さ	斜面区分	公共的建物	公共施設
90	新庄1	新庄字上口	30	100	30	自然	診療所	
91	能登瀬2	能登瀬字北込	30	90	26	自然		
92	西円寺3	西円寺字大門	45	100	45	自然	公民館	
93	さくらが丘1	岩脇字フトンボ	45	180	66	自然		国道
94	さくらが丘2	岩脇字フトンボ	45	150	40	自然	公民館	
95	寺倉1	寺倉字御所立	30	150	30	自然		国道
96	寺倉2	寺倉字総寧寺谷	40	100	50	自然	寺	

(4) 道路重要水防箇所

① 異常気象時通行規制区間および規制基準

路線名	規制区間	延長 (km)	規制基準 (mm)		危険内容	迂回路	備考
			通行注意	通行止			
			連続雨量	連続雨量			
県道山東本巢線	自 米原市甲津原 至 米原市吉槻	9.4	なし	100	崩土・落石	なし	
県道山東本巢線	自 米原市小泉 至 米原市伊吹	1.1	なし	100	崩土・落石	なし	遮断装置 1箇所

※国道、市道で該当する路線はない（令和5年4月1日現在）

② 道路冠水危険箇所

番号	路線名	アンダーパス名	位置	交差物件	排水施設
1	市管理道	国道8号BPアンダー	上多良	国道8号BP	有
2	市管理道	国道8号BPアンダー	中多良	国道8号BP	有
3	市管理道	国道8号BPアンダー	中多良	国道8号BP	有
4	市道春照清滝線	JRアンダー	村木	JR東海道線	有
5	市道塚町架道橋線	JRアンダー	長岡	JR東海道線	有
6	市道入江梅ヶ原線	JRアンダー	梅ヶ原	JR琵琶湖線	有
7	市道入江梅ヶ原線の側道	県道アンダー	梅ヶ原	県道彦根米原線	有
8	市道入江物生山線	JRアンダー	磯	JR琵琶湖線	有
9	市道入江物生山線	県道アンダー	磯	県道彦根米原線	有
10	市道入江磯線の側道	県道アンダー	磯	県道大津能登川長浜線	有
11	市道磯新川入江線	国道8号BPアンダー	入江	国道8号BP	有
12	市管理道	県道アンダー	磯	県道大津能登川長浜線	有
13	市管理道	JRアンダー	長次	JR北陸本線	無
14	市道飯奈良ノ木線	JRアンダー	飯	JR北陸本線	有
15	市道新庄西円寺線	JRアンダー	西円寺	JR東海道線	有
16	市道一色本郷線	国道21号アンダー	一色	国道21号	有

(5) ため池調書

番号	名称	位置	管理者	貯水量 (m3)	危険箇所・状態
1	春照溜	春照	春照自治会長	11,700	堤体
2	神戸溜	大清水	大清水農業組合長	15,000	堤体
3	大清水平野溜	大清水	大清水農業組合長	23,000	堤体
4	弥高平野溜	弥高	弥高自治会長	6,000	堤体
5	平尾溜	弥高	弥高自治会長	5,000	堤体
6	灰尾溜	弥高	弥高自治会長	14,100	堤体
7	東野溜	弥高	弥高自治会長	2,900	堤体
8	上野 P 1 溜	上野	上野水利組合長	2,200	—
9	上野 P 2 溜	上野	上野水利組合長	4,400	—
10	村内池	須川	須川自治会長	600	堤体
11	尼ヶ洞池	須川	須川自治会長	2,400	堤体
12	伝性寺池	山室	山室農業管理組合長	3,400	堤体
13	高屋池	菅江	菅江自治会長	8,300	堤体
14	大鎌溜	西坂	西坂自治会長	7,500	堤体
15	鞍馬池	多和田	多和田自治会長	800	堤体
16	宮ノ前池	顔戸	顔戸自治会長	5,000	堤体
17	東谷池	日光寺	日光寺自治会長	8,200	堤体
18	宮谷池	山室	山室農業管理組合長	1,400	堤体
19	清竜の溜池	清滝	清滝圃場管理組合長	6,100	堤体
20	蓮華寺溜	番場	蓮華寺総代	500	堤体
21	深谷下溜	大野木	大野木自治会長	3,200	堤体

資料Ⅱ 水防資材

(1) 配備資材

品名	単位	伊吹	山東	近江	備考
土のう袋	袋	2,000	2,000	2,000	
松杭	本	300	200	200	
縄	条	80	70	40	
鉄線	本	40	40	20	
スコップ	本	40	40	20	
掛矢	本	12	7	6	
両ツルハシ	本	10	15	5	
ハンマー	本	20	15	10	
鋸	個	6	6	6	
鎌	本	12	40	6	
ベンチ	個	10	15	5	
一輪車	台	4	4	2	
クリッパー	個	4	3	2	
ビニルシート	枚	50	50	100	
唐鍬	本	3	4	5	
斧	個	10	15	5	
命綱ロープ	本	20	15	10	
投光器	個	2	3	1	
チェンソー	個	2	2	10	
電工ドラム	個	2	3	2	
発電機	台	1	1	2	
ミノ	枚	5	4	2	
給水袋	袋	50	40		